

名古屋東労働基準監督署発表
平成30年3月8日

賃金不払で書類送検

名古屋東労働基準監督署（署長 織田和成）は、平成30年3月8日、下記の容疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 容疑者

株式会社綜研名古屋

（所在地：愛知県名古屋市千種区内山三丁目18番10号千種ステーションビル9階）

同社 代表取締役（68歳）

2. 違反条文

最低賃金法第4条第1項

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 事件の概要

容疑者は、所在地において、市場調査の業務を行っていたが、労働者2名に対する平成28年5月分から平成29年12月分までの賃金を、それぞれ所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（5,092,028円）以上の定期賃金を支払わなかった疑い。

4. 参考事項

（1）賃金不払いにおける被害額

労働者2名に対する定期賃金の不払総額は、12,597,000円である。

(2) 愛知県最低賃金

1時間820円(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間の適用額)

1時間845円(平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間の適用額)

1時間871円(平成29年10月1日からの適用額)

(3) 当署に対する労働条件に関する申告・相談件数は、依然として高水準で推移していることから、賃金不払をはじめとした労働条件の確保・改善対策を労働基準行政の最重要課題の一つとして取り組んでいるところである。

賃金の支払等法定労働条件は、いかなる経済情勢下においても確保されなければならない。当署では今後とも、労働条件の確保・改善対策を積極的に推進するとともに、悪質な違反行為に対しては厳正な態度で臨むこととしている。

5 . 違反法条文

最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。